沼田町通学路安全推進会議設置要領

（目　　的）

第１条　沼田町の小中学校における通学路の交通安全等の確保を図るため、沼田町通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　推進会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

（１）通学路の合同点検、安全対策内容の検討、対策の実施に関すること。

　（２）通学路の安全推進に関する基本方針の策定に関すること。

　（３）前各号に掲げるもののほか、通学路の交通安全・防犯対策として必要な事項に関すること。

（組　　織）

第３条　推進会議は、別表に掲げる交通安全・防犯等に関係する団体等をもって組織し、委員長を置く。

２　委員長は、沼田町教育委員会事務局教育課長をもって充てる。

３　委員長は会議を代表し、会務を総理する。

（会　　議）

第４条　推進会議は委員長が召集し、委員長が議長となる。

　　２　委員長が必要と認める場合は、別表に掲げる団体等以外のものを召集することができる。

（庶　　務）

第５条　推進会議の庶務は、沼田町教育委員会において処理する。

（補　　足）

第６条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要領は、平成２８年８月１日から適用する。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 団　　体　　名 |
| 国 | 北海道開発局札幌開発建設部深川道路事務所 |
| 北海道 | 北海道警察旭川方面本部沼田警察署北海道空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所 |
| 学校関係 | 沼田町立沼田小学校沼田町立沼田中学校 |
| 町内会組織 | 沼田町自治振興協議会 |
| 防犯団体 | 沼田町防犯協会沼田支部 |
| 沼田町 | 沼田町建設課沼田町教育委員会 |